

せたな町総合計画策定審議会「生活環境専門部会」【検討個表】

【平成 19 年 6 月 25 日(月)第 1 委員会室】

■建設水道【1～12】

- ・土地利用／1
- ・都市計画／2
- ・国道／3
- ・道道／4
- ・町道／5
- ・住宅／6
- ・水道／7
- ・下水道、排水処理／8
- ・雪対策／9
- ・河川／10
- ・海岸保全／11
- ・急傾斜地、治水、治山／12

■地域生活【13～22】

- ・通信、情報化／13
- ・消防、救急／14～16
- ・防災／17
- ・交通安全／18
- ・消費者対策／19
- ・コミュニティ／20
- ・防犯／21
- ・交通機関／22

■環境衛生【23～27】

- ・ごみ収集処理／23
- ・し尿収集処理／24
- ・火葬場、墓地／25
- ・公園、緑地、緑化／26
- ・環境美化、環境対策／27

部門別項目【土地利用】

1

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【都市計画】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）
【課題】 北檜山区 ・将来を見据えた道路整備や都市計画を	1 都市計画<建設水道課> ①都市計画マスタープラン（北檜山区）の早期策定（都市計画法第 1 8 条の 2） ・新町総合計画に準じて策定予定。 ・国の補助金・交付金の採択は困難。 2 都市計画事業<建設水道課> ①未整備路線の検討（道路局交付金事業） ・町道川沿通線（北檜山区・H20 完成予定） 町道南大通支線 1 号線～国道 229 間 ・3・4・2 駅前通改良事業（北檜山区） ※中心市街地活性化基本計画と整合性を図り、費用対効果を考慮のうえ検討が必要 中心市街地活性化基本計画については、法改正により現在計画については法的効力がなく、今後基本計画内容については検討が必要。	●魅力ある市街地環境づくりの推進 ・都市計画マスタープラン策定事業 ・町道川沿通線改良事業（北檜山区）H20 完成予定 ・3・4・2 駅前通改良事業（北檜山区） （実施時期の検討） ・用途地域内の公共下水道事業（継続） （都市・地域整備局所管国庫補助事業）
		新規 ○ 継続 ○ 前期 ○ 後期 ○

■せたな町総合計画策定に係る検討個表
 【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【国道】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】	1 一般国道〈建設水道課〉 ①国道の維持管理に関し、道路事業所等の整理合理化などにより地域の声が届きにくくなった。 （継続中） ・開発道路一般道道北檜山大成線改良事業（早期完成要望） ・国道 229 号、消波ブロック工（平浜～長磯地区） ・国道 229 号、災害防除（北島歌地区）H19 年度完成予定 （要望事項） ・開発道路一般道道北檜山大成線北成トンネル 大成区太田側の法面の安全対策 ・国道 229 号、歩道設置工（愛知～栄石橋間） ・国道 229 号、歩道設置工・拡幅（二俣・東雲橋） ・国道 229 号、消波ブロック工（美谷地区） ・国道 229 号、トンネル拡幅（須築トンネル・藻岩トンネル・弁天トンネル） ・国道 229 号、河床ブロック工（平田内川） ・国道 229 号、擁壁剥離補修工（貝取澗地区） 2 地域高規格道路計画路線「渡島半島横断道路」〈政策調整課・建設水道課〉 ①渡島半島横断道路（せたな～長万部間約 5 7 Km）の早期完成。 ②「国縫道路（国縫～花石間）」整備区間の早期完成。 ③せたな（瀬棚区）～今金（住吉）間の調査区間の指定に向けた調査促進。 （これまでの経緯） ・H 元年 一般国道 230 号花石道路事業化 ・H 6. 12. 16 地域高規格道路計画路線指定 ・H 7. 6. 21 花石道路整備区間指定 ・H 7. 8. 23 国縫道路調査区間指定 ・H 8. 8. 39 国縫道路整備区間指定 ・H12. 12. 20 花石道路暫定供用開始（今金花石～住吉間約 5 Km） ・H13. 11 月 北海道縦貫自動車道 国縫 IC～長万部 IC 暫定供用開始 ・H17 年度 現道改良による整備方針決定 ・H18 年度 国縫道路改良工事着手 ・H19 年度 国縫道路改良事業	●一般国道の整備促進 ・国道の維持管理要請（開建） （継続中） ・開発道路一般道道北檜山大成線改良事業（早期完成要望） ・国道 229 号、消波ブロック工（平浜～長磯地区） （要望事項・新規） ・開発道路一般道道北檜山大成線北成トンネル法面安全対策 ・国道 229 号、歩道設置工（愛知～栄石橋間） ・国道 229 号、歩道設置工・拡幅（東雲橋） ・国道 229 号、消波ブロック工（美谷地区） ・国道 229 号、トンネル拡幅（須築・藻岩・弁天トンネル） ・国道 229 号、河床ブロック工（平田内川） ・国道 229 号、擁壁剥離補修工（貝取澗地区） ●地域高規格道路「渡島半島横断道路」の早期建設促進 ・期成会（せたな、今金、長万部）を中心に関係機関に早期建設を要請。 （国縫道路の早期完成） （せたな（瀬棚区）～今金（住吉）間の調査区間指定）	新規	継続	前期	後期
			○	○		
			○	○		
			○			
			○			
			○			
			○			
			○			
			○			
				○	○	○

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【道道】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】 大成区 ・地位的条件不利／生活道路の拡幅／3区を結ぶ道路整備を（通院）／大成・北檜山線の開通、国道への昇格／冬でも安心して本庁へ行けるよう道路の改良を ・都地区の市街地整備を 瀬棚区 ・道道の道幅を広げて	1 一般道道〈建設水道課〉 ①道道の維持管理が以前に比べ要望どおりに行なわれていない。 ②地域住民から草刈を含めた維持管理について、苦情がある。 ③道道北檜山大成線の早期完成。 ※都工区については、片歩道設置の2車線化、交通アクセス網の早期着工要望がある。（町並みづくり推進期成会） ※道道改良（都地区）等の道路改良事業を含め用地確定が必要。 ※住民説明会の際、地籍調査の早期実施の要望があった。 （継続中） ・道道北檜山大成線改良事業 道路改良（上浦工区ほか） 富磯工区 平成19年度完成予定 橋梁整備（兜野橋・旭橋） 消波ブロック工（太田地区）	●一般道道の整備促進 ・道道の維持管理要請（土現） ・道道北檜山大成線改良事業	新規	継続	前期	後期
				○	○	
					○	○

■せたな町総合計画策定に係る検討個表
 【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【町道】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）
【課題】 北檜山区 ・歩道を作るより道をきれいに、走りやすく／町内 17 班、18 班の道路を舗装／町道の草刈等は農業者の機械で行う等、自主的な農村環境の管理を 大成区 ・側溝の蓋／町道草刈	1 町道〈建設水道課〉 ①財政的理由による事業の縮減及び維持管理の困難。 ②町道橋の維持管理。 ・維持補修費について、国の補助金等の対象にならないか、協議中。 ・維持補修は、現況を把握し優先順位を付け計画的に実施しなければならない。（北檜山区現況調査実施済み） ③町道認定基準の明確化。 （継続中） ・町道丹羽豊田線防雪柵設置事業（北檜山区） H. 21 完成予定 ・町道川沿通線改良事業（北檜山区） （都市計画部門に明記） H. 20 完成予定 ・町道栄線中央橋拡幅事業（北檜山区） 負担金事業 H. 20 完成予定 ・町道島歌線維持補修事業（瀬棚区） H7～H26 （未実施） （改良関係） ①新規事業予定箇所については住民要望が非常に強い。 ②国の補助事業での採択は困難な状況。 ③交付金等について検討協議中。（地方特定道路整備事業では採択可） ・町道南 5 号線改良事業（北檜山区） ・町道豊岡鍋坂支線 2 号線改良事業（北檜山区） ・町道満俺線支線 1～3 号線改良事業（北檜山区） ・町道北檜山駅線改良事業（北檜山区）（都市計画部門に明記） ・町道川尻線改良事業（瀬棚区） ・町道馬場川鈴の原線改良舗装事業（瀬棚区） ・町道共和線改良事業（瀬棚区） ・町道古櫓太線改良事業（大成区） （防災関係） ①緊急度を勘案し、優先順位を決め計画的に実施したい。 ②現況を把握しながら実施時期を検討中。 ・町道武沢線改良事業（北檜山区） ・町道小川殖民線改良事業（北檜山区） ・町道宮野臼別線側溝・路面改良事業（大成区） ・町道雲内線改良事業（北檜山区） （道路防災総点検関係） ・町道豊岡鍋坂線雪崩防止柵設置事業（北檜山区） ・町道小川滝の上線雪崩防止柵設置事業（北檜山区） ・町道白浜通線災害防止事業（大成区） （その他新規路線） ・町道若松 4 号線改良事業（北檜山区） ・町道栽培センター通り線道路改良事業（瀬棚区） ・町道緑町 4 号線改良事業（北檜山区） （その他） ・町道石渕線排水整備事業（北檜山区）	●町道の整備充実 ・町道の維持管理（新規） ・橋梁長寿命化修繕計画策定事業 H20～5 年以内 （継続中） ・町道丹羽豊田線防雪柵設置事業 H. 21 完成予定 （・町道川沿通線改良事業 H. 20 完成予定） ・町道栄線中央橋拡幅事業 H. 20 完成予定 ・町道島歌線維持補修事業 H 7～H26 （改良関係新規事業） ・町道南 5 号線改良事業 ・町道豊岡鍋坂支線 2 号線改良事業 ・町道満俺線支線 1～3 号線改良事業 （・町道北檜山駅線改良事業） ・町道川尻線改良事業 ・町道馬場川鈴の原線改良舗装事業 ・町道共和線改良事業 ・町道古櫓太線改良事業 （防災関係新規事業） ・町道武沢線改良事業 ・町道小川殖民線改良事業 ・町道宮野臼別線側溝・路面改良事業 ・町道雲内線改良事業（北檜山区） （道路防災総点検関係） ・町道豊岡鍋坂線雪崩防止柵設置事業 ・町道小川滝の上線雪崩防止柵設置事業 ・町道白浜通線災害防止事業 （その他新規路線） ・町道若松 4 号線改良事業 ・町道栽培センター通り線道路改良事業 ・町道緑町 4 号線改良事業 （その他） ・町道石渕線排水整備事業

部門別項目【住宅】

6

■せたな町総合計画策定に係る検討個表

【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【水道】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】 北檜山区 ・合併になったがなぜ上下水道料金に差があるのか。上水道と下水道が同金額というのも理解できない。再検討が必要 大成区 ・水の出が悪い／水道整備を進めて	1 水源等施設整備〈建設水道課〉 ①簡易水道等施設整備事業費国庫補助事業の制度改正に伴い、既存水道事業の拡張・基幹的施設改良等従来一定の条件を満たせばできたものができなくなり、大成区・瀬棚区の施設改良計画は行政区域内のすべての水道事業等を対象に平成 22 年 3 月まで「せたな町水道統合計画書」を策定厚生労働省の許可が必要。 ②大成区の久遠簡易水道 ・主幹となる久遠簡易水道は、建設後 35 年以上経過し施設も老朽化が進んでいる状況であり、安定した水道水の供給に苦慮している状況にある。 ・そのため区全体の水道施設の改修と施設の管理運営を見直し、住民の生活環境の整備と公衆衛生の向上を図る。 ・また、小規模水道施設が点在しているため、維持管理費が割高という問題と定額制の地区もあり従量制の地区との調整が必要となる。 ③営農用水道等事業 ・営農用水道等事業では、現在区域内給水人口が 350 人程度在住している。 ・そのため水道法上簡易水道事業の経営認可が必要であるため、市街地区簡易水道区域と隣接することから、簡易水道の拡大区域として変更認可申請が必要である。 (未実施) ・水道施設整備事業（大成区・瀬棚区） ※小規模施設において、老朽化に起因する断水の発生頻度が高く、安定供給を望む声強い。 ・営農用水道事業変更認可申請 ※認可変更等国庫補助事業採択基準等北海道関係機関と協議が必要。 ※北海道から早急に実施する旨の指導を受けている。 ※（未実施の理由）道との協議が未調整及び財源問題が主な要因。 2 水道供給施設〈建設水道課〉 ①北海道が実施する河川改修及び道路改良により支障となる配水管の布設替えと布設後 25 年以上経過した配水管の腐食等水質管理上問題がある。 (未実施) ・旧水道施設除去事業（北檜山区・旧鵜泊ほか） ※施設の統合合併により未利用放置されている施設の解体撤去（土地賃貸者要望）。 ※（未実施の理由）地権者との協議及び財源問題 ・水道老朽管更新事業（北檜山区・二俣地区） ※赤水等の住民苦情が多いため配水管の部分改修の必要を求められている。 ・水道施設改修事業（北檜山区・富里浄水場） ※関係者（土現今金）と移設補償等協議が必要。 ・導水管入替事業（瀬棚区） ・水道未普及地域解消事業（北檜山区） ※（未実施の理由）財源問題が主な要因。 3 水道事業運営〈建設水道課〉 ①各区の料金体系が異なっていることから、住民サービスの公平性を確保するため、早急に事業を着手して料金の統一が必要。また、小規模水道施設が点在しているため、事業実施において事業費が高いという問題と現在計量制で料金を請求していない地区（定額）もあり調整が必要。 ②住民に安全な水を安定的供給できるか不安がある。 ③適正な施設の維持管理するため人材育成の必要性。 (継続中) ・水道料金の統一（全区） ※住民に客観的かつ合理的な説明ができる範囲内で過渡期を設定して、徐々に水道料金を均一化していくなど、住民が納得できる方策をとる。 ※水道術管理者の育成（水道法第 19 条）	●安定的な水源を確保し、水道施設の整備充実と水道事業の健全運営を進め、安全で衛生的な水の安定供給を図る ・せたな町水道統合計画書策定事業 ・水道施設整備事業（大成区・瀬棚区） ・営農用水道事業変更認可申請（実施期間まで水質管理の徹底） ・旧水道施設除去事業 ・水道老朽管更新事業 ・水道施設改修事業 ・導水管入替事業 ・水道未普及地域解消事業 ・水道料金の統一 H20 予定（財政計画及び建設計画に基づき新料金を設定・水道事業は独立採算性であることから適正な費用負担の検討し設定） ・組織体制の見直し（水道施設の適正な保持と衛生上の安全を確保するため現時期から職員養成及び確保）	新規	継続	前期	後期
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				
		○				

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【下水道・排水処理】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】 大成区 ・下水道工事を早く 瀬棚区 ・下水道の整備を進めて／衛生面で快適だが、家の前の側溝から時々異臭があり不快。公営住宅がまだ下水道を利用していないからだと思うので、早期に改善を	1 公共下水道施設<建設水道課> ①各区において下水道事業を展開中であるが、第1期事業は平成21年度で完了する。 ②財政状況、下水道加入率、維持管理の経費を鑑み、また地元住民の要望を考慮しながら、第2期事業の着手について検討しなければならない。 ③建設費ばかりでなく今後は施設の電気、ポンプ等の機器更新の経費が発生してくる。 （継続中）第1期事業 ・公共下水道事業（北檜山区）H21完了予定 ・特定環境保全公共下水道事業（瀬棚区・大成区）H21完了予定 第2期事業 ・公共下水道事業（北檜山区）A=51.2ha ・特定環境保全公共下水道事業（瀬棚区）A=77.0ha （大成区）A=10.8ha ※未実施の理由 第1期事業が終了しないと着手できないため。 ※国の公共事業抑制の動きにより今後満度に補助申請が可能か不明。現在、北海道が財政難のため、北海道代行事業は新規採択を中止している状況である。 2 公共下水道事業運営<建設水道課> ①企業経営を安定させるためにも下水道普及率を上げる必要がある。 ②3町が合併し1つの企業形態で運営している。合併前はそれぞれ単独で経営していたため、制度及び各種料金が異なっていたが、合併を機に可能なものについては摺り合わせをおこなった。しかし使用料、受益者分担金等の料金及び助成制度については従前のものを継続している。 ③使用料（一般家庭用20㎡） ・北檜山区 3,150円 ・瀬棚区 2,680円 ・大成区 2,250円 ④受益者分担金等 ・北檜山区 土地の面積1㎡に300円 ・瀬棚区 1戸につき90,000円 ・大成区 1戸につき75,000円 3 その他<建設水道課> ①北檜山鵜泊地区、大成太田地区は既に漁業排水事業で整備済み。 ②未実施地区の実施にあたっては近隣排水施設への接続も含めた事業手法の見直しが必要と思われる。 ③衛生サイドの合併浄化槽設置補助制度となお一層の調整を図る必要がある。 （実施済） ・漁業集落排水事業（鵜泊地区）H10完了 （太田地区）H10完了 （未実施） ・丹羽地区 ・若松地区 ・長磯地区 ・瀬棚農村地区 ・瀬棚海岸地区	●水質保全や生活環境の改善に欠かせない公共下水道事業を計画的に推進する ・公共下水道事業 ・特定環境保全公共下水道事業 （第2期事業） ・公共下水道事業 ・特定環境保全公共下水道事業 ・下水道料金の統一 H20予定 （財政計画及び建設計画に基づき新料金を設定・下水道事業は独立採算性であることから適正な費用負担の検討し設定） ●公共下水道区域以外の地域については、地域の声を聞きながら集落排水事業や合併浄化槽設置整備事業での整備を進める。 （丹羽地区） （若松地区） （長磯地区） （瀬棚農村地区） （瀬棚海岸地区）	新規	継続	前期	後期
				○	○	
			○			
			○			
			○			

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【雪対策】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）	
【課題】 北檜山区 ・除雪の範囲を拡大（町道以外も細かな作業を、防災面） 大成区 ・除雪を早く／排雪をこまめに／歩道の除雪がなっていない／雪かきは自分でできない 瀬棚区 ・道道の排雪に苦労している（2、6区）／高齢なので雪かきが大変／高齢者事業団はもっと早い時間に ●流雪溝の活用 北檜山区 ・時間延長／高齢者は大変／凍結の改良／流雪溝を廃止して経費節約を	1 除排雪<建設水道課> ①保有機械の老朽化に伴い維持修繕費が増大傾向にある。 北檜山区・大成区が保有する機械については、業者へ貸与し委託することで、委託料の削減を図るとともに、夏場の草刈作業、維持作業についても活用されている。 （現在保有機械 内訳） （北檜山区） ・ロータリー（H8 購入） ・歩道用ロータリー（H4 購入） ・除雪ドーザ（H1 購入） ・除雪トラック（H3 購入） ・グレーダ（S63 購入） （大成区） ・ロータリー（H3 購入） ・除雪ドーザ（H4 購入） ・除雪トラック（H12 購入） ・小型ホイールローダ（H12 購入） ②夏場も使用する機械の雪寒機械補助事業での計画的更新の検討 2 消融雪施設<建設水道課> ①中央川消流雪溝の閉塞。（北檜山区） ②国道 229、230 号流雪溝の閉塞。（北檜山区） ③町道鵜泊幹線のロードヒーティングの劣化による光熱費の増加。（北檜山区） ※特に、流雪溝利用者より閉塞に対して苦情がある。 ※流末である、後志利別川の結氷により閉塞することから、河川管理者の函館開発建設部に河川改修を例年要望している。 ※流雪溝の使用水利の増大について検討が必要。（電気代の問題もあるが）	・業者全面委託と直営方式について将来的な選択について検討を要する。 ・建設機械整備(更新)事業（新規） 補助率 2/3 過疎債充当可能 ・閉塞の原因となる河川改修などについて、今後も強く要望を続けていく。 ・ロードヒーティング電気代が予想以上に高額となるため、今後の維持コスト面から存続について再検討が必要である。	新規 継続 前期 後期

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【河川】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）																																												
【課題】	1河川整備<建設水道課> ①道費河川の維持管理が適正に行われていない。 ②補助災害復旧工事や農業サイドの補助事業により改修・施工した河川改修箇所以外の普通河川について、町単独経費による施工方法しかないことから、未着手のまま今日に至っている。 (継続中) 北海道開発局所管事業（国） ・後志利別川改修事業（河道掘削・築堤工） 函館土木現業所所管事業（道） ・太櫓川改修事業（掘削工・築堤工・護岸工） ・丸山川改修事業（掘削工・護岸工） ・トンケ川改修事業（掘削工・排水工） ※特に、太櫓川改修事業については予算付の問題で当初計画より遅れている。 ※地域住民より道費河川の維持管理について、苦情がある。 せたな町所管事業（町） ・若松地区小河川改修事業（北檜山区）H18～H19 一部施工予定。 (未実施) 函館土木現業所所管事業（道） ・真駒内川改修事業（北檜山区） ・目名川魚道設置事業（北檜山区） ・須築川魚道改修事業（瀬棚区） せたな町所管事業（町） ・兜野地区小河川改修事業（北檜山区） ※地域住民からの整備要望が強い。 ※緊急度の高い河川から優先的に改修事業を促進し、可能な限り親水性や水辺の生態系を保った改修を進める。	●緊急度の高い河川から優先的に改修事業を促進し、可能な限り親水性や水辺の生態系を保った改修を進める。 ・道費河川の維持管理要請 ・後志利別川改修事業（河道掘削・築堤工） ・太櫓川改修事業（掘削工・築堤工・護岸工） ・丸山川改修事業（掘削工・護岸工） ・トンケ川改修事業（掘削工・排水工） ・若松地区小河川改修事業 (要望事業) ・真駒内川改修事業 ・目名川魚道設置事業 ・須築川魚道改修事業 ・兜野地区小河川改修事業	新規	継続	前期	後期		○	○			○	○			○	○			○	○						○				○				○				○							
新規	継続	前期	後期																																											
	○	○																																												
	○	○																																												
	○	○																																												
	○	○																																												
○																																														
○																																														
○																																														
○																																														

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【海岸保全】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）			
【課題】	1 農地海岸 （継続中） ・南川地区海岸保全対策事業（瀬棚区） H 2 1 完了予定 離岸堤、ブロック製作据付、護岸補修等	●海岸浸食や越波から地域住民の生活を守る	新規	継続	前期
	2 漁港海岸 （継続中） ・本陣、花歌地区海岸保全対策事業（大成区） H 2 4 完了予定 消波堤、消波ブロック嵩上 ・上浦地区海岸保全対策事業（大成区） H 2 0 完了予定 消波堤（高潮対策）、離岸堤	・南川地区海岸保全対策事業（瀬棚区） H 2 1 完了予定 離岸堤、ブロック製作据付、護岸補修等		○	○
	3 高潮対策 （未実施） ・平浜～長磯地区海岸高潮対策事業（大成区） 海岸擁壁	・本陣、花歌地区海岸保全対策事業（大成区） H 2 4 完了予定 消波堤、消波ブロック嵩上 ・上浦地区海岸保全対策事業（大成区） H 2 0 完了予定 消波堤（高潮対策）、離岸堤		○	○
	4 海岸護岸 （未実施） ・美谷地区海岸護岸整備事業（瀬棚区） 護岸（高潮対策）	（要望事項） ・平浜～長磯地区海岸高潮対策事業（大成区） 海岸擁壁	○		
		（要望事項） ・美谷地区海岸護岸整備事業（瀬棚区） 護岸（高潮対策）	○		

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈建設水道分科会〉

部門別項目【急傾斜地・治水・治山】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）
【課題】	1 急傾斜地、地すべり<建設水道課> ①各急傾斜地崩壊対策事業における用地処理に時間が係る状況である。 (継続中) 函館土木現業所所管事業（道） ・大成花歌地区急傾斜地崩壊対策事業（大成区） H18～20 年の 3 ヶ年で施工予定。 ・大成上浦 1 地区急傾斜地崩壊対策事業（大成区）H18～21 年の 4 ヶ年で施工予定 ・瀬棚本町 1 地区急傾斜地崩壊対策事業（瀬棚区）H19 完了予定 ・太櫓越川地すべり対策事業（大成区）H21 完了予定 2 治水<建設水道課> ①北檜山排水機場及び兜野排水機場の管理人常駐の廃止に伴う対応方法。 ※H19 移行については、開発建設部からの委託金の対象が出水時分のみで例年の歳入より減額となる見込。 ※国の人員削減・合理化により常駐の管理人が、廃止されることとなっている。 （災害時の実働払いとなる） 3 治山<産業振興課> (19 年度実施予定事業) ・北海道治山事業 ①復旧治山事業 ・北檜山区新成 ②小規模治山事業 ・北檜山区北檜山(真駒内地区) ・北檜山区二俣 ・大成区貝取澗 ・大成区都(青少年会館裏) ・森林管理署治山事業 ・大成区貝取澗地区(大森宅裏)治山工事 ・大成区平浜地区(近藤宅裏)治山工事 ・瀬棚区瀬棚海岸(三本杉地区)治山工事 ・瀬棚区瀬棚海岸(吹込漁港裏)治山工事 ・北檜山区二俣地区治山工事 ・北檜山区栄石地区治山工事 ・北檜山区上若松地区治山工事	●がけ崩れや地すべり等の土砂災害を未然に防ぎ、地域の安全確保を推進する ・大成花歌地区急傾斜地崩壊対策事業（大成区）H20 完了予定 ・大成上浦 1 地区急傾斜地崩壊対策事業（大成区）H20 完了予定 ・太櫓越川地すべり対策事業（大成区） (要望) ・大成久遠地区急傾斜地崩壊対策事業（大成区） ●河川管理体制の充実 ●災害を未然に防ぎ、さらに緑化を通じ生活環境の整備を図る (要望事業／20 年度) 北海道治山事業 ①復旧治山事業 ・大成区都(青少年会館裏) ・北檜山区新成 ②小規模治山事業 ・瀬棚区島歌(島歌浄水場) ・瀬棚区島歌(島歌川魚道) ・大成区貝取澗(貝取澗地区 1) ・大成区貝取澗(貝取澗地区 2) ・大成区都(青少年会館裏) ・北檜山区北檜山(真駒内地区) ・北檜山区二俣

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈地域生活分科会〉

部門別項目【通信・情報化】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】 ●携帯電話 北檜山区 ・携帯電話不通区域の解消（真駒内ダム公園など全地区で完全に使えるように）	1 テレビ・電話<総務課> ①地上デジタル放送への対応（2011年／H23年） ②移動体通信サービス（携帯電話）地域の拡大（携帯電話不通地区） ・北檜山区 松岡地区、徳島地区、小倉山地区（一部） 富里地区から八雲町大関地区 ・瀬棚区 美谷地区、虻羅地区、大里地区、共和地区 ・大成区 大成区宮野峠下から北檜山区金ヶ沢地区（峠は消防無線も不通） 2 高度情報化対応<総務課> ①ブロードバンドサービス未提供地域の解消 ・瀬棚区虻羅以北、北檜山区市街地以外及び大成区市街地以外は、現在ADSL使用不能。今後のエリア拡大の予定なし（NTT）。 (国) ・e-Japan(戦略、計画、プログラム) ・IT新改革戦略 (道) ・北海道ブロードバンド構想 ・北海道高度情報化計画（本計画、改定計画、フォローアップ計画）	●地上デジタル放送移行に伴う円滑な対応と携帯電話不通区域の解消を進める ・現行アナログ放送難視聴地域の共同受信施設等機器の更新 ・新たに発生する難視聴地域への対策 ・携帯電話不通地区解消に向けた要請 基地局鉄塔整備（民間） ●高度情報化が急速に進展する中、住民生活の向上と地域社会の振興に向け、情報通信基盤の整備を進める ・無線アクセスサービスの導入（民間）	新規	継続	前期	後期
			○ ○	○	○	

部門別項目【消防・救急】

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈地域生活分科会〉

部門別項目【消防・救急】つづき

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）
【課題】	※消防団員より消防車両更新時大型化の要望がある。 ※無線についても、配備充実要望あり。 指揮命令・情報の迅速化のために携帯無線局の配備（現況～トランシーバー対応） ※出動手当等の増額、処遇の充実強化要望。 （大成支署）（未実施）小型ポンプ付積載車更新事業（上浦）（H20 年度以降計画） （瀬棚支署）（実施済）小型動力ポンプ付積載車整備事業（元浦）H.18.9 完了 （未実施）小型動力ポンプ付積載車整備事業（須築）（H.20 年度計画） 消防ポンプ自動車整備事業（本町）（H.20 年度計画） ②施設の現況 各分団の車両格納庫施設老朽化を考慮し営繕等を図りたい。 （せたな署）第2分団（丹羽）昭和52年11月竣工 第3分団（若松）平成5年11月竣工 第4分団（新成）昭和59年12月竣工 （大成支署）消防団拠点格納庫施設（コミュニティセンター）老朽化を考慮し営繕等を図りたい。 第2分団（本陣）昭和63年10月竣工 第4分団（上浦）平成2年11月竣工 第1分団（長磯）平成3年11月竣工 （瀬棚支署）第2分団（島歌）昭和53年11月竣工 （元浦）昭和54年10月竣工 （須築）昭和61年9月竣工 ③町民の生命と財産を守る消防体制は、消防団員の協力に支えられており、団員の確保を図りながら一層の処遇向上に努めたい。 3 火災予防〈消防署・総務課〉 ①財政難の折、現有人員及び施設と資機材等を効果的に運用を図りながら、予消防に努めたい。 ※平成16年6月消防法一部改正する法律が公布。毎年、全国で多くの住宅火災による死者数の増加にかんがみ、全国一律に住宅関係者が市町村条例で定める基準に従い、住宅用火災警報器を設置及び維持を義務付けられた。 ・新築住宅 平成18年6月1日から設置 ・既存住宅 平成23年5月31日までに設置 4 救急業務〈消防署・総務課〉 ① 救急業務の多様化高度化に対応するため、24 時間搭乗可能とするため更なる救急救命士の育成、高規格救急自動車の導入配備、緊急医療機関や関係団体等との連携を深め、的確、敏速な救急救助体制の強化を図る必要がある。 ※救急救命士の処置拡大に伴い、研修及び病院実習を修了し、認定されることにより拡大処置を実施できるため研修等へ派遣する必要がある。 （せたな署）（実施済）普通救急自動車購入事業（H18年10月完了） （北海道共済農業協同組合連合会より車両寄贈。） （大成支署）救急業務高度化高規格救急自動車整備事業（H20 年度計画） （瀬棚支署）平成17 年度高規格救急自動車導入済 【大成支署】 大成国保病院の無床診療所化及び土・日曜日完全休診に伴う転院搬送等を含む救急出動件数の増加、区外直接搬送により出動時間が延長し、人員不足が深刻化していることから、職員の増員が必要である。	（大成支署） ・小型ポンプ付積載車更新1台（継続） ・消防ポンプ自動車更新1台（継続） ・小型ポンプ付積載車更新1台（新規） ・水槽付ポンプ付積載車更新1台（新規） （瀬棚支署） ・消防ポンプ自動車更新整備（2台） H5 年度整備（本町） H8 年度整備（島歌） ・せたな町配備計画との調整が必要。 ・火災予防活動の推進と意識啓発の徹底 ・住宅用火災警報器の設置 ・救急救命士の計画的な研修派遣 （せたな署） ・救急業務高度化資機材緊急整備事業（新規） （瀬棚支署） ・高規格救急自動車整備（更新） （災害対応特殊救急自動車、使用年数8年） ※緊急消防援助隊に登録のため補助対象となる。 （大成支署） ・高規格救急自動車の導入、予備車の配備 ・職員の増員（病院の無床及び土曜日・日曜日の体制）

部門別項目【消防・救急】つづき

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）			
【課題】	②自動体外式除細動器 （A E D）の公共施設への配置要望等救急需要に対する意識の変化が高まってきています。 ※消防庁救急企画室長通知（非医療従事者による自動体外式除細動器） （A E D）の使用を踏まえた消防機関の対応状況等の調査結果において、各都道府県においては、関係部局が連携して、消防吏員にあっては早期に全員がA E D講習を修了すること、普通救命講習等にあっては早期にA E Dの内容を含めた講習を実施できるような体制を作ること、また、早急に全ての救急自動車にA E Dを積載することに努めるよう要請があります。 ※署長・支署長及び救急救命士を除く、全署員 AED 講習受講済。	→	・自動体外式除細動器（A E D）の配置等 公共施設等への配置、救急自動車への搭載	新規	継続
				○	○

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈地域生活分科会〉

部門別項目【防災】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】 北檜山区 ・万が一の場合速やかな対策を／防災無線は本当に北檜山に必要な不可欠なのか。財政難の折、業者の活性化になるだけでは／災害（特に水害）のない町づくり／ひとり暮らし高齢者や、障害がある方、幼い子供を抱えた子育て世帯、その他自力であるいは家族だけで避難などを行うことが困難な方々を見逃さない 大成区 ・災害に対する意識に温度差／災害ボランティアの組織化／町内会ごとの防災訓練の実施／災害に対応した町づくり 瀬棚区 ・避難場所の見直し	1 防災行政無線〈総務課〉 ・平成18年度に北檜山区が整備（H19年1月から運用開始）され、3区すべてで整備運用されている。 （課題） ・防災行政無線のデジタル化による機能充実 2 災害の予防・監視〈総務課〉 ①災害に強いまちづくり ・急傾斜地崩壊対策事業など ②防災情報の収集と提供 ・電光掲示板付き自動販売機の設置（道の駅てっくいランド）H19設置 ・コカコーラ、函館開発建設部、町が「おしらせ道ねっと」事業として設置 災害、交通規制等の情報提供、大規模災害時の飲料無料提供 3 防災組織・体制〈総務課〉 ①防災体制の充実 ・自主防災組織の育成 ②せたな町地域防災計画の作成 H18年度作成 ・警戒避難体制記載	●あらゆる災害から住民の生命や財産を守るため、関係機関や住民が一体となった総合的な防災体制を確立し、防災施設の整備や住民の防災意識の高揚に努める ・防災行政無線システム整備事業（デジタル化）（双方向通信、画像伝送など） ・災害危険区域の監視と対策 ・災害時用援護者への対応 ・各種ハザードマップの作成 ・災害対策マニュアルの作成 ・警戒マップの作成 ・渡島檜山地方防災WANへの参加（函館開発建設部） ・防災訓練の実施 ・的確な防災体制の整備充実 ・自主防災組織結成促進	新規	継続	前期	後期
			○			
			○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	

部門別項目【交通安全】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】	1交通安全施設<総務課> ①歩道未設置箇所の整備 ②狭隘道路の整備 (継続) ・道路歩道、駐車帯、照明設備、線形・交差点改良 ・信号機、横断歩道、カーブミラー、防護柵、交通標識等の設置、整備 ・関係機関への要請活動 ※雑草による見通しの悪さへの苦情（道道）	●関係機関、団体、地域等との連携のもと、交通安全意識や交通マナーの高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を計画的に進め、安全な道路環境づくりに努めながら、啓発活動を積極的に進め交通事故のない安全なまちづくりを目指す ・交通安全施設の整備、道路整備	新規	継続	前期	後期
	2交通安全組織・活動<総務課> ①交通安全意識の高揚 ②指導・事故防止体制の充実 ③交通安全知識・ルールの定着 (継続) ・交通安全教育の推進 ・交通安全啓発活動の実施 ・交通安全資材等の利用促進 ・関係機関との連携 ・団体への助成（交通安全推進委員会、交通安全協会連合会、こぐまクラブ等） ※町民自らが交通安全旗を設置する等の取り組みがある。 ※老人クラブ、スポーツ少年団等による啓発活動が行われている。			○	○	

部門別項目【消費者対策】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）
【課題】	1 消費者保護<総務課> ①消費者被害の防止・救済（サラ金、悪徳商法等） ②適正な消費者取引の確保（商品等の規格・表示及び包装等） ③価格安定対策（生鮮食品、家庭用燃料） (対応) ・クーリング・オフ制度等の広報啓発活動 ・消費生活モニターの設置 ・支庁の消費生活相談員による助言・支援 ・北海道立消費生活支援センターに消費生活相談員を配置	●関係機関、団体との連携のもと、消費生活の安定と向上を図るための相談体制の充実や啓発活動を通じ住民意識の高揚を促進する ・消費者基本法による消費者の利益の援護及び増進。 ・北海道消費生活条例による自主的かつ合理的に行動する消費者の育成。 ・北海道食の安全・安心条例、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例による消費者重視の視点に立った食の安全・安心の確保。
	2 消費者活動<総務課> ①消費者が自己責任に基づいて自主的・合理的に行動できる能力を培う環境整備。 ・消費者啓発・教育の充実・強化 ・インターネットや各種広報媒体の効果的な活用も含めた広報啓発活動 ・消費者団体の活動支援	・住民に身近な市町村が一次的相談窓口としての苦情処理

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈地域生活分科会〉

部門別項目【コミュニティ】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】 ●町内会活動 北檜山区 ・近所付き合い希薄／声かけ運動で身近な地域づくり／町内会の区割りなど、もっとスムーズに／過疎、人口減、高齢化によって組織や町内会の役割等が果たせなくなっている 大成区 ・協力的／声かけ運動実施／役員は吟味して選んで／山車を一箇所に集め太鼓合戦を 瀬棚区 ・高齢化／近所付き合い大事／町内会の再編も検討／実情を考慮した補助を／高齢者医療など包括支援センターと町内会の連携強化が必要 ●回覧板 北檜山区 ・回覧板方式を個別方式に	1 コミュニティ施設<総務課> ①各集落、地域には町内会活動や交流・学習等の拠点となる集会施設が整備されている。 ②今後は、施設の老朽化による修繕等が必要。 2 コミュニティ（町内会）組織・活動<総務課> ①核家族化の進行や生活様式の多様化により、地域社会への関心が薄れている。 ②町内会等の地域組織への未加入がある。 ③高齢化により町内会等の活動が停滞する懸念がある。 ④自主的な住民自治活動への推進がはかりにくい状況にある。 （実施中） ・町内会連絡協議会運営費補助 ・町内会連絡業務事業交付金 ・身近なまちづくり地区担当職員設置	●町内会活動など地域からのまちづくりを進めるため、活動拠点となる施設の整備、リーダーの育成など活動支援により、地域コミュニティの活発化を図る ・施設の老朽化による計画的な修繕等。 ・町内会活動への支援 ・町内会の再編。 ・町内会連絡業務事業の検討。（北檜山区） ・町内会間の交流を進めるために研修交流会やたすけい交流等による連帯感の醸成。 ・住民自治活動経験者や行政OB、まちづくり実践者等の人材発掘。 ・町内会活動を支援するコミュニティアドバイザー等の整備。 ・町政や関係機関・団体等の住民自治・コミュニティ活動に対する連携強化を図り、町民参加体制の整備に努め、対話や情報提供活動を推進。	新規	継続	前期	後期
				○	○	
			○	○	○	
			○			
			○			
			○			

部門別項目【防犯】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）
【課題】 大成区 ・防犯意識が低い／防犯も兼ね町の中心部だけでも街路灯を増やす（明るいイメージに）	1 防犯<総務課> ①住民の防犯意識の高揚を図り、自主的な安全活動を推進することにより、地域の生活の安全に寄与することを目的として、「せたな町安全で住みよい町づくりに関する条例」を制定。 （実施中） ・犯罪防止の広報活動や街頭キャンペーン等を通じて、防犯思想の徹底に努め、住民の自主的な防犯意識の高揚を図る。 ・街路灯電気料・設置・補修補助。 ・町防犯協会補助。 ・せたな地区防犯協会補助。	●地域ぐるみでの暴力追放運動や青少年の非行防止活動など、各種防犯活動を促進するとともに、防犯灯や街路灯の整備を進め、夜間の犯罪の未然防止と通行の安全確保に努める ・警察や防犯協会、学校、地域などとの連携を取りながら、地域ぐるみでの犯罪の防止活動の強化。 ・防犯教室、広報活動による意識啓発の強化。 ・防犯灯・街路灯の整備。 ・町内会等自主防犯活動団体の育成。

部門別項目【交通機関】



■せたな町総合計画策定に係る検討個表

【生活環境専門部会】〈環境衛生分科会〉

部門別項目【ごみ収集処理】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）	新規	継続	前期	後期
【課題】 北檜山区 ・袋代を安くしたら分別が進む／袋のサイズも増やしたほうが使いやすい／資源ゴミの無料回収を（分別が増える）／商店などと協力し発泡スチロールなどの回収箱設置を／住民が一体となって分別を徹底／資源ゴミの袋は、半透明であればレジ袋などで代用を／大型家具等リサイクルのPR（リサイクル市などの実施）／ダンボールや大きなゴミにシールを貼って出せないで困る 大成区 ・袋代を安く／リサイクルの推進（店のハッポウ・トレイ）／生ゴミ処理機の補助を 瀬棚区 ・ルールを守って／資源ごみの種類多い／袋代を安くしないと意識変わらない／ゴミを作らない政策必要	1 ごみ収集体制<町民児童課・北部檜山衛生センター組合> ①現状 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに区分し可燃ごみは週 2 回、不燃ごみ及び資源ごみは月 2 回収集している。 ②課題 分別の徹底や危険ごみの取扱いの徹底、農村地区の資源ごみの回収が課題。 ※住民要望 農村地区の資源ごみの回収、資源ごみ処理手数料の見直し。 ③問題 収集中のパッカー車両の火災が他市町村で多発しており、抜本的な事故防止対策が必要。 ※国の動き アスベストを含む一般家庭ごみの個別収集の指導がある。 2 ごみ処理施設<町民児童課・北部檜山衛生センター組合> ①現状 焼却処理施設、破碎処理施設、リサイクルセンター、最終処分場のそれぞれの施設で適正並びに衛生的に処理している。 ②課題 焼却処理施設は築 20 年を経過し施設の老朽化が進行しているため、施設維持費が年々嵩む。また、最終処分場の残容量が平成 21 年度で限界となるため、新たな埋立地を整備する必要がある。 ※最終処分場の整備「継続中」 平成 18 年度から基本設計、調査に着手しており、平成 20 年度～平成 21 年度で埋立地を整備する。 ③問題 平成 14 年 10 月よりダイオキシン排出基準が厳しくなり、これを遵守するため既存のごみ焼却処理施設を約 10 億かけて改造したが、今後これらの設備更新が必要となって施設の維持補修費が嵩む。 ※国の動き 新たな施設を整備するにあたっては、従来の補助金制度から交付金制度へと変わった。これは、循環型社会の推進を図るもので、単なる処理だけの焼却施設などは交付対象にならない。 3 ごみの減量化・再利用<町民児童課・北部檜山衛生センター組合> ①現状 平成 12 年 4 月の容器包装リサイクル法の施行と同時に全品目の資源ごみを回収し、リサイクルセンターで選別、梱包の後、リサイクル協会を通じ、再生業者に引渡すことによって 3R を推進している。 ②課題 資源ごみ回収率の向上、家庭での生ごみ堆肥化の普及による生ごみの減量化、集団回収の実施、マイバック運動、レジ袋有料化。 ③問題 資源ごみの回収、選別、梱包などリサイクルにかかる費用が年間 4,500 万円（公債費別）となっており、財政負担が厳しい。 ※国の動き 国のごみ減量目標は平成 22 年度目標で平成 14 年度の 4.7%削減、リサイクル率は平成 22 年度で 24%以上という目標値となっており、北海道の廃棄物処理計画も同じである。	●増大、多様化するごみ処理は、今後の排出動向やダイオキシン対策に留意し、収集体制の充実及び広域処理体制の充実に努める ●住民や事業者への意識啓発を積極的に行い、分別排出の徹底、自主的なリサイクル運動の促進によるごみの減量化、不法投棄の防止に努め循環型社会を目指す ・ごみ有料化 リサイクルを中心とした有料化体制の見直し検討が必要。 ・危険ごみの回収 収集車両と処理施設での災害発生を阻止するため、更なる事故防止対策を図るため、原因となる廃棄物の分別回収を検討する必要がある。 ・農村地区の資源ごみ回収 公共の公平性を考えると、住民サービスは公平な施策の展開が基本であり、市街と農村の格差を是正する必要がある。 ○ ・ごみ焼却処理業務 現在の施設をいつまで維持できるかが大きな問題となるが、今後更新する場合は現在の施設条件では国の補助は得られないので、処理の広域化を視野に入れて検討する必要がある。 ・破碎処理施設 廃棄物の減溶化、適正処理の要の中間処理施設でもあり、将来においても維持していく必要がある。 ・最終処分場 必ず必要な施設であり、平成 21 年度中に新たな埋立地（15 年埋立可能）を整備する。 ・収集ごみ ごみ分別の徹底と、住民の意識啓発のPR、教育の推進と効果的施策の検討。 ・事業系ごみ 事業者自らの減量化、再利用化の推進を図ることの義務化等の検討。 ・資源ごみ 資源ごみの回収率を上げるための施策検討。 （補助制度活用周知など） ・産業廃棄物の抑制 建設リサイクル法による廃棄物の適正なリサイクル推進指導、事業者による減量と適正処理。 （農業系プラスチック類のリサイクルの推進） ・不法投棄対策 廃棄物の不法投棄撲滅指導PRの推進。		○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○</	

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈環境衛生分科会〉

部門別項目【し尿収集処理】

住民意見	現状と課題等（施策シート）		将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】	1し尿収集体制<町民児童課・北部檜山衛生センター組合> ①現状 収集事務は衛生センターの事務としていっており、せたな町と今金町の行政区域を2業者で、地区を定めて業務委託を行っている。 ②課題 公共下水道の普及にともない、し尿収集量が減少し1ℓ当りの収集原価が上がっているため、より効率的な収集体制を整備する必要がある。 ③問題 し尿処理手数料(住民負担額)の料金を決定する基礎とし、収集にかかる経費、施設の燃料費、電気料の3費用相当分を住民の負担に課せる方法で手数料を決定しているが、し尿収集量が減るごとに1ℓ当りの原単価が上がるため、今後の住民負担をどうするかが大きな問題である。住民負担を据え置けば構成町の負担が増加する。		●し尿処理体制の充実 ・収集体制の合理化 ・下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法による合理化計画の策定又は業者支援。	新規	継続 ○ ○	前期 ○ ○	後期
	2し尿処理施設<町民児童課・北部檜山衛生センター組合> ①現状 現在の施設は、平成6年に総事業費19億円を投じ最新の技術を駆使した高度な処理施設として建設されている。稼動後11年が経過し老朽化が進行している。 ②課題 施設を維持するための経費が年々嵩み、し尿量の減により、浄化槽汚泥の混入比率が高くなり、処理水の安定化に苦慮している。 ③問題 処理量が減っても、施設を維持するための経費はそれほど減額しないため、構成町負担が大きい。 ※国の動き し尿処理のみの施設整備には、循環型社会形成推進交付金は対象にならない。		●し尿処理施設の充実 ・MICS事業（污水处理施設共同整備事業）の導入など適切な処理方法の検討	○			
	3浄化槽・合併処理浄化槽<町民児童課・北部檜山衛生センター組合> ①現状 ・下水道施設の普及により浄化槽から下水道への切り換えが進んでいる。 ・合併処理浄化槽の普及促進のため、町単独による補助事業を実施している。 ②課題 下水道施設が普及されていない地区への推進対策。 法定検査未実施者対策。 ※国の動き 平成18年2月1日浄化槽法の改正により法定検査の未受験者に対する指導監督等の強化。 ※道の動き 平成19年4月1日より浄化槽管理者に対する浄化槽法定検査受検の指導等に関する事務が、北海道からせたな町に権限委譲された。		●合併処理浄化槽の普及促進 ・合併処理浄化槽設置補助事業の継続実施。 ・浄化槽管理者が受ける義務検査(法定検査・保守点検等)の完全実施に向けた指導の強化。		○ ○	○ ○	

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈環境衛生分科会〉

部門別項目【火葬場・墓地】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）	新規	継続	前期	後期
【課題】 ●墓地の管理・利用 大成区 ・墓地の卒塔婆を無料で処分して／火葬場まで運ぶ車がない	1 火葬場施設<町民児童課> ①現状 狩場葬苑は昭和57年12月に完成し、狩場葬祭組合が運営していたが、3町合併により、せたな町に引き継がれた。 北檜山区と大成区に火葬場がある。改修等を行ない維持管理に努めている。 ②課題 狩場葬苑は築24年目、大成火葬場は築32年目であり、老朽化による維持補修経費の増加が見込まれる。	●火葬場施設の維持管理 ・利用者の利便・処理体制等を堅持するため、火葬場の増築・建替の検討	○			
	2 火葬業務<町民児童課> ①現状 ・狩場葬苑管理清掃業務については平成19年度より民間業者委託へ移行した。 ・保守点検については、各業者により行っている。 ・年間火葬件数の少ない大成区については、公務補が火葬業務を兼ねている。	・管理体制の充実		○	○	
	3 墓地<町民児童課> ①現状 ・狩場霊園並びに各地区に共同墓地がある。 ・墓地使用者の需用に対応するため、西方霊苑墓地区画造成工事（瀬棚区）を平成19年度において実施する。（需用が多い6㎡・8㎡区画の造成）	・需要に対応した共同墓地の整備		○	○	

■せたな町総合計画策定に係る検討個表 【生活環境専門部会】〈環境衛生分科会〉

部門別項目【公園・緑地・緑化】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】 ●公園 瀬棚区 ・公園の充実（遊具、水飲み場、時計など）／冬でも遊べるような施設を ●施設の維持管理 北檜山区 ・河川敷の公園やダム下のキャンプ場は無駄。財政難の町が本当にやるべきことをやって／新しい建物は作らず、現在あるものを使う ●国道緑地帯花壇の見直し 瀬棚区 ・花壇の部分を狭くして／花の苗植作業は中止して。体の丈夫でない者にとっては大変な作業／縮小すべき／手入れが大変	1 児童公園〈町民児童課〉 児童公園や児童遊園地施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は、情操を豊かにすることを目的としています。 ①課題 子供が安心、安全な遊び場、遊具による事故防止のために毎年度、全箇所遊具別の点検が必要である。 ②腐食防止の塗装 危険性のある腐食遊具の撤去、腐食による更新設置検討。（子供に人気のあるもの・安心、安全な遊具の選択。） ・北檜山区子供遊園地 9箇所 ・大成区遊園地（東部児童公園） 1箇所 ・瀬棚区遊園地（夕陽ヶ丘公園） 1箇所 2 その他の公園〈産業振興課〉 （北檜山区）晩翠の森、玉川公園、浮島公園、真駒内公園、サケ観察広場、ダム公園グリーンパーク （瀬棚区） 漁火公園、立象山公園、教育の森 （大成区） 平和祈念公園、貝取淵公園 3 花いっぱい事業〈総務課〉 ①現状 ・H18年度より3区で実施 ②課題 ・参加（協力）者の固定化。 ・花苗移植後の管理（雑草処理等）。 （継続中） ・環境美化運動推進運営費補助 ※道のフラワーマスター制度による認定者の増加。 ※愛好者によるガーデニング組織の結成。 4 緑化事業〈産業振興課〉 ①現状 ・緑の少年団に対する補助 （瀬棚区） 馬場川小学校緑の少年団 （大成区） 久遠小学校緑の少年団 （北檜山区） 玉川小学校緑の少年団 植樹・森林観察会・花の植栽・管理などの活動。 ・緑の募金「街頭運動」において、花木苗木の配布（240本程度） ・各区において植樹を実施 （瀬棚区） 漁民の森づくり植樹活動 （大成区） お魚殖やす植樹運動 （北檜山区） サケの上る森づくり記念植樹祭	●住民のいこいの場、子どもが安心して遊べる場として身近な公園や広場の整備に努める ・児童公園の維持、管理 ●交流、レクリエーションの場として、自然環境等を利用した特色ある公園、緑地の整備を進める ・公園の維持、管理 ●住民参加による緑化を推進し、豊かな緑や花に包まれた快適な環境づくりを進める ・花いっぱい運動の充実（住民参加、ネットワーク） ・植栽区画の整備要請（瀬棚区） ・家庭や事業所等での花づくり、生け垣づくり、ガーデニングを促進（継続） ・フラワーマスター活用による植花事業 ・公共施設の緑化 ・緑化活動団体の育成、支援 ・植樹活動の実施	新規	継続	前期	後期
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	
				○	○	

■せたな町総合計画策定に係る検討個表

【生活環境専門部会】〈環境衛生分科会〉

部門別項目【環境美化・環境対策】

住民意見	現状と課題等（施策シート）	将来展望（取り組むべき事業等）				
【課題】 大成区 ・町内会による草刈、ゴミ拾い／アルミ缶回収し車椅子提供／海岸のゴミをなくして／綺麗な町に／不法投棄増大／野良猫の横行について、一向に進展がなく困惑。将来人身被害の起きる可能性もあるので、厳格に対処を／犬のフンのない町に 北檜山区 ・風力発電に力を入れているのだから、ゴミのリサイクルなど環境問題に積極的取り組む町づくりを（特色ある町づくり）	1環境美化対策<町民児童課> ①現状 ・事務事業の見直しに伴い平成 19 年度より担当職員が必要の都度町内を巡回し環境対策を図る方式とした。 ・単独事業による資源ごみ回収補助事業を実施。 ・町内会・老人クラブ・子供会によるクリーン作戦の展開。 ②課題 ・ごみ不法投棄を発見するが当事者の特定が出来ないため処分に苦慮している。 ・町が処分するにも経費が高額となる。 ・リサイクル率向上に向けたごみの減量化。 ※要望 ・犬等のペットのふん並びにネコの被害による環境対策と不法投棄対策。 ・野外簡易焼却炉でのごみ焼却禁止の指導強化。 ※国の動き 平成 18 年 4 月に第三次環境基本計画が閣議決定。	●地球規模での環境保全意識の高まり、循環型の社会づくりが求められる中、環境を総合的にとらえた施策を積極的に推進する ・クリーン作戦（清掃の日）の実施 せたな町クリーンな環境づくりに関する条例を基本に、環境衛生組合組織を立ち上げ町民参加による環境美化への実践行動が必要である。 ・リサイクル率向上対策。 ・地域ぐるみでの環境意識の徹底 ・環境美化活動の周知徹底 ・ごみステーションの適正配置。 ●水質汚濁などの公害防止、地球温暖化の防止ど環境問題への適切な対応と住民、事業者、行政が一体となった環境施策を継続的に進める ・水質監視の必要性の高い水域を対象に公共用水の監視体制の充実。 ・水質汚濁に関する意識の徹底 ・「市町村地域振興計画」及び「事務事業に関する実行計画」を策定し、地域から地球温暖化対策の推進を図る。 ・環境保全意識の改革と積極的な取り組み	新規	継続	前期	後期
	2環境美化施設<町民児童課> ①現状 ・公共施設でのごみの散乱は見られない。 ・ごみの持ち帰りが基本であることから、ごみ箱の設置は必要最小限に止めている。 ②課題 ・ごみステーションの老朽化による更新。			○	○	
	3公害監視体制<町民児童課> ①現状 水質汚濁発生源等の状況把握を目的に、北海道（檜山支庁）による河川等の水質調査を実施している。 ②課題 河川への汚水・汚泥の流出による水質汚濁が懸念される。					○
	4地球環境対策<町民児童課> ①現状 地方公共団体に対し地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「市町村地域振興計画」及び「事務事業に関する実行計画」の策定が義務付けられている。 ※国の動き 京都議定書による地球温暖化対策（二酸化炭素排出 14%の削減） ※道の動き 北海道循環型社会推進基本計画では、平成 22 年度までに全ての市町村が組織的にグリーン購入を実施することを目標として定めている。（グリーン購入法、再生・再利用に対する努力義務）		○		○	○